

9.18 交通安全

9.18.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.18-1 に示すとおりである。

表 9.18-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	事業の実施に伴う交通安全の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」（東京都）、「みんくるガイド」（平成 27 年 4 月 東京都交通局）等の既存資料調査によった。

2) 交通量等の状況

調査は、「平成 22 年度 全国道路街路交通情勢調査（道路交通センサス）交通量調査報告書」（平成 24 年 3 月 東京都建設局道路建設部）等の既存資料調査及び現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

5) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 3 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

6) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

鉄道乗車人員の推移は、表9.18-2に示すとおりである。また、計画地周辺の鉄道網は、図9.18-1に示すとおりである。

最寄り駅は、有明駅、有明テニスの森駅、新豊洲駅（東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ））及び豊洲駅（東京メトロ有楽町線、ゆりかもめ）と、国際展示場駅及び東雲駅（東京臨海高速鉄道（りんかい線））がある。利用者数は、平成25年度の場合、有明駅が約98万人（日平均では2,690人）有明テニスの森駅が約52万人（日平均では1,458人）新豊洲駅が約32万人（日平均では888人）、りんかい線豊洲駅が約1,172万人（日平均では32,104人）、東京メトロ有楽町線豊洲駅が約3,193万人（日平均では87,471人）、国際展示場駅が約1,172万人（日平均では32,104人）、東雲駅が約231万人（日平均では6,334人）となっている。

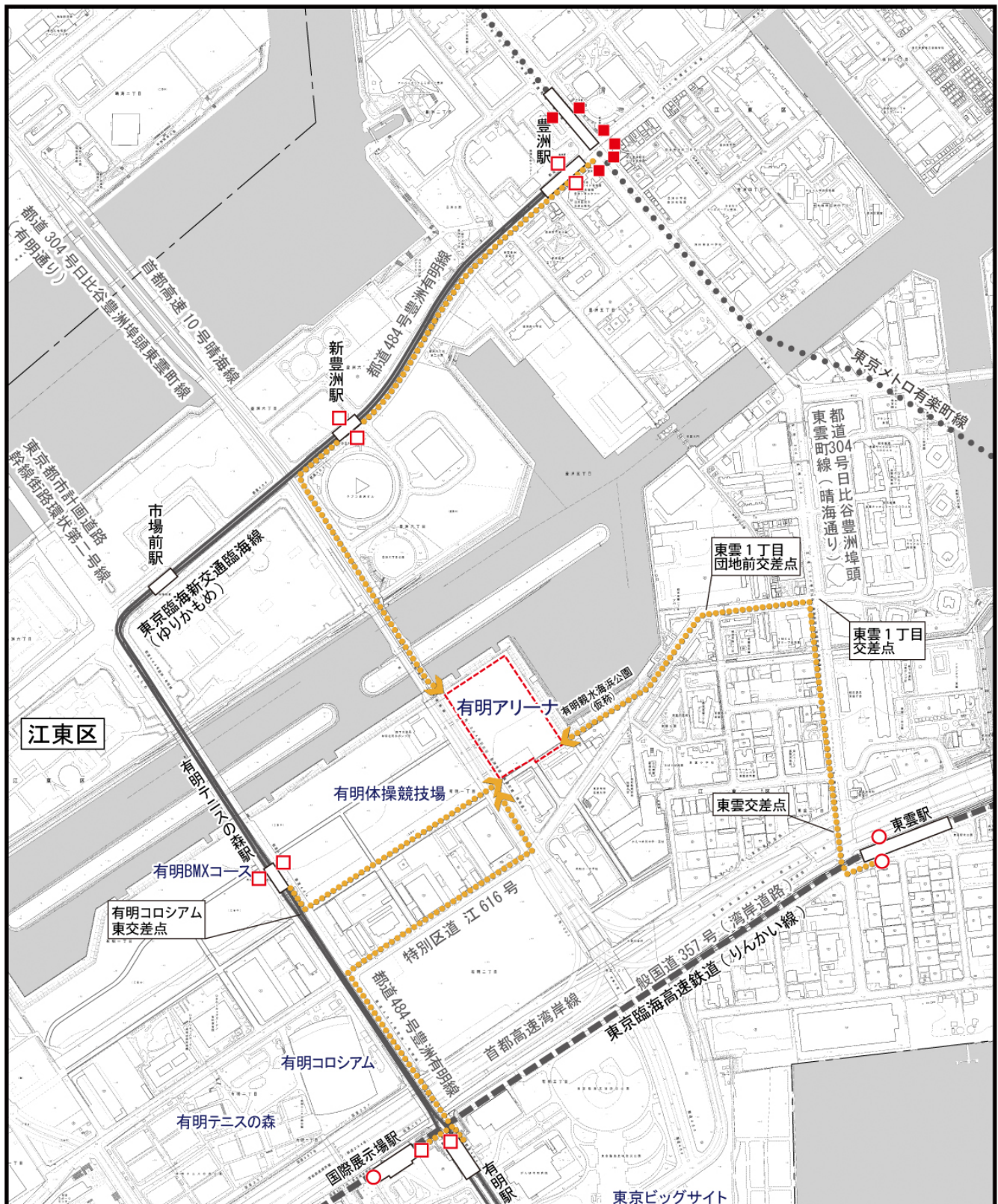
表9.18-2 鉄道乗車人員の推移

(単位：千人)

項目		乗車人員				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)	有明駅	867	861	824	952	982
	有明テニスの森駅	441	496	523	551	519
	新豊洲駅	242	231	228	280	324
	豊洲駅	2,986	2,992	2,988	3,330	3,517
東京臨海高速鉄道 (りんかい線)	国際展示場駅	8,638	8,492	8,733	10,622	11,718
	東雲駅	1,890	1,923	1,959	2,114	2,312
東京メトロ有楽町線	豊洲駅	23,789	25,353	28,217	29,215	31,927

出典：「東京都統計年鑑」（平成 27 年 11 月 10 日参照 東京都総務局ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/tn-index.htm>



凡 例

計画地

区界

東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ)

東京臨海高速鉄道
(りんかい線)

地下鉄

歩行者動線

東京臨海高速鉄道入口

東京臨海新交通臨海線入口

東京メトロ有楽町線入口



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図9.18-1 鉄道路線網図

イ. バス路線

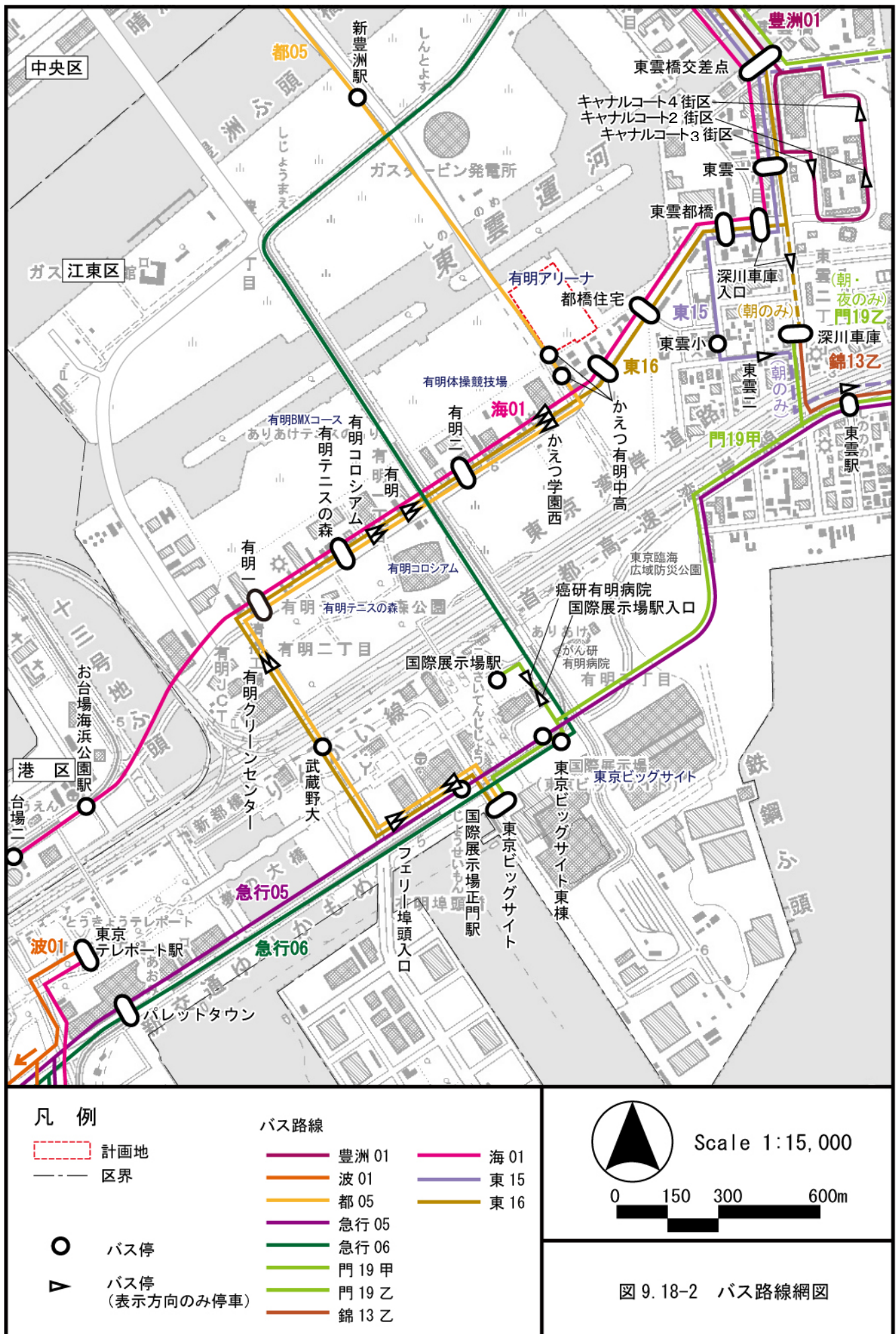
計画地周辺のバス路線網は、表 9.18-3 及び図 9.18-2 に示すとおりである。

計画地周辺では、東京ビッグサイトを起点とし、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)を経由し、東京駅丸の内南口に至る循環バスの都 05 系統等が運行されており、寄りのバス停は計画地南側約 50m のかえつ有明中高バス停である。

表 9.18-3 計画地周辺のバス路線

系統	バス会社	起点	主な経由地	終点
豊洲 01	都営バス	豊洲駅前	豊洲一丁目 キャナルコート (循環) 平日の朝・夕のみ運行	豊洲駅前
波 01	都営バス	東京テレポート駅前	テレコムセンター駅前	中央防波堤
都 05	都営バス	晴海埠頭 東京ビッグサイト	銀座四丁目	東京駅丸の内南口
急行 05	都営バス	錦糸町駅前	新木場駅前 土曜・休日のみ運行	日本科学未来館
急行 06	都営バス	森下駅前	門前仲町 豊洲駅 土曜・休日のみ運行	日本科学未来館
門 19 甲	都営バス	東京ビッグサイト 深川車庫前	豊洲一丁目	門前仲町
門 19 乙	都営バス	深川車庫前	枝川	門前仲町
錦 13 乙	都営バス	錦糸町駅前	東陽三丁目	深川車庫前
海 01	都営バス	門前仲町	豊洲駅前	東京テレポート駅前
東 15	都営バス	深川車庫前	豊洲駅前 (辰巳駅経由は朝のみ運行)	東京駅八重洲口
東 16	都営バス	東京駅八重洲口	月島駅前	東京ビッグサイト

出典:「みんくるガイド」(平成 27 年 4 月 東京都交通局)



2) 交通量等の状況

交通量等の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (5) 調査結果 6) 自動車交通量等の状況」(p.77 参照)に示したとおりである。

計画地周辺の周辺の平日の交通量は 7,119～29,023 台/日、大型車混入率は 18.8～38.7%、休日の交通量は、6,235～24,379 台/日、大型車混入率は 13.9～26.3%である。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

道路及び交通安全施設等の状況は「9.15 安全 9.15.1 現況調査 (4) 調査結果 7) バリアフリー化の状況」(p.345 参照)に示すとおりである。

計画地周辺の主要な道路としては、計画地西側に都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）及び都道 484 号豊洲有明線、計画地東側に都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（晴海通り）、計画地南側に特別区道 江 615 号及び江 616 号、一般国道 357 号（湾岸通り）及び首都高速湾岸線がある。また、計画地南側には、区画整理事業で区画道路が整備される計画となっている。

都道 484 号豊洲有明線と特別区道 江 615 号が交差する有明コロシム東交差点には、歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。また、一般国道 357 号（湾岸通り）及び首都高速湾岸線は、都道 484 号豊洲有明線と交差する箇所では掘割構造となっているほか、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（晴海通り）と一般国道 357 号（湾岸通り）が交差する東雲交差点には、歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。

区画道路（区画整理事業で整備中）と都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）が交差する交差点にも歩行者用の信号機と横断歩道が設置される計画となっている。

4) アクセス経路の状況

アクセス経路の状況は、「9.15 安全 9.15.1 現況調査 (4) 調査結果 7) バリアフリー化の状況 イ. 公共交通機関から施設へのバリアフリー化」(p.346 参照)に示したとおりである。

計画地までの歩行者経路としては、新豊洲駅及び豊洲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を経て、有明テニスの森駅、有明駅及び国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び区画道路（区画整理事業で整備中）を経て、東雲駅からは都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）及び有明親水海浜公園（仮称）を経て計画地へアクセスする経路等がある。いずれの経路も歩道が整備され、図 9.15-3 (p.348 参照)に示したとおりマウントアップやガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されている。

表 9.18-4 主要なアクセス経路の状況

アクセス経路	道路名	歩道の状況	安全施設の状況	所要時間
新豊洲駅～計画地	都道 484 号豊洲有明線 都道 304 号日比谷豊洲 埠頭東雲町線（晴海通 り）	幅員 2～6m 程度の 歩道が整備されて いる。	マウンドアップ及 びガードレールが 設置されている。	約 13 分
豊洲駅～計画地	都道 484 号豊洲有明線 都道 304 号日比谷豊洲 埠頭東雲町線（晴海通 り）	幅員 2～6m 程度の 歩道が整備されて いる	マウンドアップ及 びガードレールが 設置されている。	約 25 分
有明テニスの森駅 ～計画地	都道 484 号豊洲有明線 区画道路（区画整理事業 で整備中）	幅員 3～5m 程度の 歩道が整備されて いる。	マウンドアップ及 びガードレールが 設置されている。	約 11 分
有明駅、国際展示場駅 ～計画地	都道 484 号豊洲有明線 特別区道 江 616 号 都道 304 号日比谷豊洲 埠頭東雲町線（有明通 り）	幅員 3～5m 程度の 歩道が整備されて いる。	マウンドアップ及 びガードレール等 が設置されてい る。	約 16 分
東雲駅～計画地	都道 304 号日比谷豊洲 埠頭東雲町線（晴海通 り） 有明親水海浜公園（仮 称）	幅員 2～6m 程度の 歩道が整備されて いる。 公園内は車両が進 入できない構造に なっている。	マウンドアップ及 びガードレールが 設置されている。	約 15 分

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現地調査（4）調査結果 4）土地利用の状況」（p.68 参照）に示したとおりである。

工事用車両の走行ルート及び計画地周辺の教育施設や福祉施設の位置関係は、表 9.18-5 及び図 9.18-3 に示すとおりである。通学路である都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）、特別区道 江 615 号は沿道が工事用車両の走行ルートと重なる。

6) 規制等の状況

規制等の状況は、「9.17 交通渋滞 9.17.1 現況調査（4）調査結果 4）規制等の状況」（p.389 参照）に示したとおりである。

新豊洲駅からの経路である都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）、有明テニスの森駅、有明駅及び国際展示場駅からの経路である都道 484 号豊洲有明線は、6 車線であり、法定速度は 60km/h、東雲駅からの経路である都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）は、東雲一丁目交差点までが 6 車線であり、法定速度は 60km/h、東雲一丁目交差点から東雲一丁目団地前交差点までが 6 車線であり、規制速度は 50km/h、東雲一丁目団地前交差点から有明親水海浜公園（仮称）までが 4 車線であり、規制速度は 50km/h である。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に関する法令等については、表 9.18-6 に示すとおりである。

表 9.18-5 計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

区 分		番号	施設名	住所
教育 施設	幼稚園	1	江東区立ひばり幼稚園	江東区東雲 2-4-1-103
	小学校	2	江東区立東雲小学校	江東区東雲 2-4-11
		3	江東区立有明小学校	江東区有明 2-10-1
	中学校	4	江東区立有明中学校	江東区有明 2-10-1
		5	私立かえつ有明中学校	江東区東雲 2-16-1
	高等学校	6	私立かえつ有明高等学校	江東区東雲 2-16-1
		7	有明教育芸術短期大学	江東区有明 2-9-2
	大 学	8	東京有明医療大学	江東区有明 2-9-1
福祉 施設	保育園、 児童施設	9	江東区立東雲保育園	江東区東雲 2-4-10
		10	江東区立東雲第二保育園 東雲児童館 東雲学童クラブ（公設民営）	江東区東雲 2-4-4-103
		11	YMCA オリーブ保育園	江東区東雲 1-8-18
		12	ナーサリールーム ベリーベアー東雲	江東区東雲 2-3-17
		13	ひまわりキッズガーデン有明	江東区有明 1-4-11
		14	ひまわりキッズガーデン有明の森	江東区有明 1-4-20
		15	ナーサリールームベリーベアー東雲 Annex	江東区東雲 1-9-4 パークタワー東雲 1 階
		16	保育園夢未来東雲園	東雲 1-9-5 東雲合同庁舎 1 階
		17	東雲ルミナス保育園	東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター2F
		18	ハッピー맘東雲キャナルコート	東雲 1-9-22 アパートメンツ東雲 キャナルコート 105
	高齢者福祉 施設、障害 者福祉施設	19	東雲芳香苑高齢者在宅サービスセンター 長寿サポート東雲 （東雲芳香苑在宅介護支援センター）	江東区東雲 2-2-29
医療 施設	病院	20	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38
		21	公益財団法人がん研究会 有明病院	江東区有明 3-8-31

注) 地点番号は、図 9.1-12 の表記に対応する。

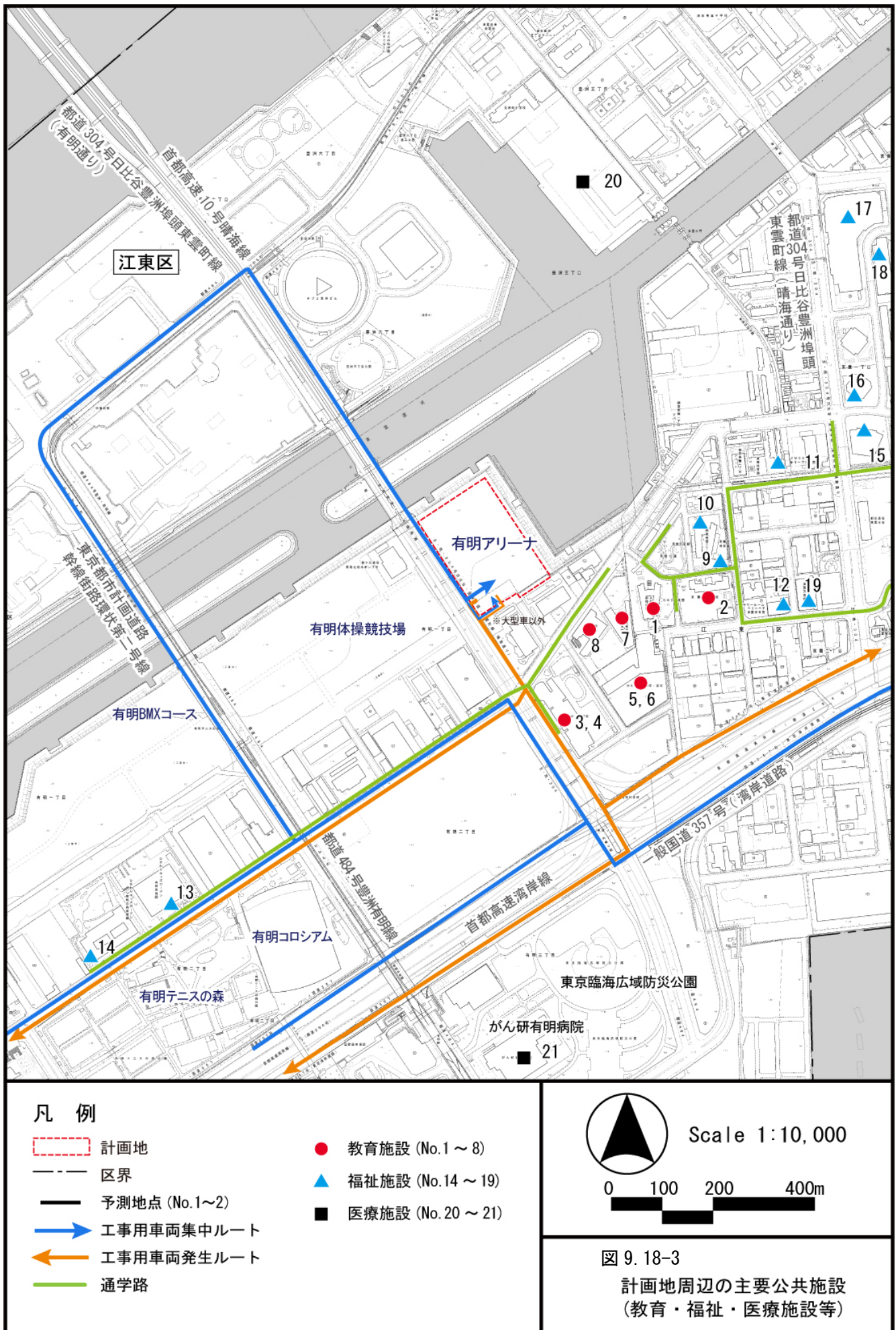
出典: 「施設案内」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/sisetsu/index.html>

: 「施設案内」(平成 27 年 10 月 22 日参照 港区ホームページ)

<http://map.city-minato.jp/>

: 「医療機関名簿」(平成 26 年 9 月 東京都)



注) 工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性はある。

表 9. 18-2 交通安全に係る法律等

法令・条例等	責務等
道路交通法 (昭和 35 年法律 第 105 号)	(目的) 第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 (通行区分) 第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
道路構造令 (昭和 45 年政令 第 320 号)	(この政令の趣旨) 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 第十一条 第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

9.18.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じるとと思われる期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

計画地までの歩行者経路としては、新豊洲駅及び豊洲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を経て、有明テニスの森駅、有明駅及び国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び区画道路（区画整理事業で整備中）を経て、東雲駅からは都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）及び有明親水海浜公園（仮称）を経て計画地へアクセスする経路等がある。

工事用車両の走行ルートは、図 7.2-7（p.29 参照）に示したとおりであり、工事用車両は主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用するほか、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）及び特別区道 江 616 号を利用する計画である。

豊洲駅及び新豊洲駅からの経路は、工事用車両の走行ルートである、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）と重なるが、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）の歩道はマウントアップ形式、ガードレールにより車道と分離されている。

有明駅及び国際展示場駅からの経路は、有明駅及び国際展示場駅の北側で一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線と交差するが、一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線が掘割構造となっているため立体的な歩車道分離が行われている。また、計画地南西側の有明コロシアム東交差点で工事用車両の走行ルートを横切るが、有明コロシアム東交差点には、歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。

工事用車両の走行にあたっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。

これらのことから、工事用車両の走行に伴う交通安全への変化は生じないと予測する。

9.18.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・ 工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する
- ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・ 計画地周囲の歩道等を占用する工事を行う場合には、交通整理員の配置等を計画する。
- ・ 工事用車両の走行にあたっては、安全走行を徹底する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・ 工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。
- ・ 歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。

9.18.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

計画地までの歩行者経路としては、新豊洲駅及び豊洲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を経て、有明テニスの森駅、有明駅及び国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び区画道路（区画整理事業で整備中）を経て、東雲駅からは都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）及び有明親水海浜公園（仮称）を経て計画地へアクセスする経路等がある。

これらのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、いずれの経路もマウントアップ形式、ガードレールにより歩道と車道が分離されているほか、工事用車両の走行ルートを横断する箇所には歩行者用信号機、横断歩道が設置されている。また、工事用車両の走行にあたっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、通行者の安全を確保する。

以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標は満足するものと考ええる。